

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が新岳火口から概ね 2 km を超え、あるいは古岳火口から概ね 2.5 km を超え飛散した場合には、両火口から概ね 4 km を警戒が必要な範囲とする 火砕流、溶岩流が居住地域に達するか接近している場合は、現象の距離に応じて両火口から概ね 2.5 km あるいは概ね 4 km を警戒が必要な範囲とする <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動の高まり（火山ガス（二酸化硫黄）の放出量の増加や山体の膨張、火口及びその周辺で火映がみられる等どれか 1 つでも）がみられる中で、次の 2 項目の現象のうち一つでも観測された場合、両火口から概ね 2.5 km を警戒が必要な範囲とする ➤ 島内の浅い場所（海面下 2 km 以浅）を震源とする体に感じる地震の発生 ➤ 連続的な鳴動の発生や新たな場所から多数の噴気発生 <ul style="list-style-type: none"> 上記 2 項目のいずれかの現象が、山体膨張を示す地盤変動の 2015 年等に観測された変化を明瞭に超える状況が継続している中で観測された場合、両火口から概ね 4 km を警戒が必要な範囲とする 急激な地盤変動（浅部へのマグマ貫入：顕著な隆起、新岳北東山麓観測点の傾斜計で 1 時間に 10 μ rad 以上相当）が発生した場合、両火口から概ね 4 km を警戒が必要な範囲とする 	<p>観測データに活動低下が 1 ヶ月程度認められた場合には、活動状況等を勘案しながら、総合的に判断する。</p> <p>地震や急激な地盤変動によるレベル上げの場合は、現象がなくなったのち 2 週間程度でレベルを引き下げる。</p> <p>大きな噴石の飛散でレベルを引き上げた場合には、当該距離に影響する噴火が 3 日間程度発生しなければレベルの引下げを検討する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす可能性のある噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流や溶岩流が居住地域へ次第に接近する場合、発生した現象の距離に応じて両火口から概ね 2.5 km あるいは概ね 4 km を警戒が必要な範囲とする <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル 2、3 の段階で次の 2 項目の現象のうち一つでも観測された場合、両火口から概ね 2.5 km を警戒が必要な範囲とする ➤ 体に感じる地震の発生 ➤ 山麓の浅い場所を震源とする A 型地震の多発 <ul style="list-style-type: none"> 上記 2 項目のいずれかの現象が、山体膨張を示す地盤変動の 2015 年等に観測された変化を明瞭に超える状況が継続している中で観測された場合、両火口から概ね 4 km を警戒が必要な範囲とする 	<p>観測データの活動低下が 1 ヶ月程度認められた場合、あるいは、地震によるレベル上げの場合は、現象がなくなったのち 2 週間程度で、レベルを引き下げる。</p>
3	<p>【古岳火口から 2 km を超え概ね 2.5 km 以内に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が古岳火口から 2 km を超え概ね 2.5 km 以内に飛散 <p>以上の場合、火口から概ね 2 km 以内（古岳火口からは概ね 2.5 km 以内）を警戒が必要な範囲とする。</p> <p>-----</p> <p>【新岳及び古岳火口から概ね 2 km 以内（全方位）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>< 短期間での火山活動の高まり ></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震の多発（30 回以上/時間、50 回以上/24 時間又は 30 回以上/日が 3 日以上継続） 地盤変動（山体隆起の急速な地盤変動：新岳北東山麓観測点の傾斜計で数時間で 1 μ rad 以上相当） <p>< 中・長期にわたる火山活動の高まり ></p> <p>山体が膨張する地盤変動（傾斜計、GNSS）が発生している。又は 2 年以内に山体が膨張する地盤変動があり、その地盤変動が維持されている場合に以下の現象が一つでも観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 振幅 20 μ m/s 以上相当（新岳北東山麓観測点地震計の上下動成分）の地震が 30 日間に複数回あった場合 10 日間（中期）の地震の回数が 100 回以上でかつ 10 回以上の日が 8 日間以上あった場合 火山ガス（二酸化硫黄）の放出量が 1 日あたり 500 トン 以上が継続か、1,000 トン以上になった場合 <p>【新岳及び古岳火口から概ね 2 km 以内（全方位）に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から 1 km を超え概ね 2 km 以内に大きな噴石が飛散 噴火により、空振計で 25 Pa 以上を観測 火砕流が西側以外でも火口から 1 km を超えて流下 <p>以上の場合、火口から概ね 2 km 以内を警戒が必要な範囲とする。</p>	<p>「短期間での火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合は、レベル 3 に達しない活動が概ね 1 ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>「中・長期にわたる火山活動の高まり」の基準に該当した場合、又はレベル 4、5 からレベルが下がった場合は、レベル 3 に達しない活動が概ね 2 ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>大きな噴石の飛散でレベルを引き上げた場合には、当該距離に影響する噴火が 3 日間程度発生しなければレベルの引き下げを検討する。警戒が必要な範囲を拡大して対応した場合には、警戒が必要な範囲を縮小する。</p>

【新岳及び古岳火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】

- ・ごく小噴火の発生

<短期間での火山活動の高まり>

- ・火山性地震の増加（10 回以上/時間、30 回以上/24 時間又は 20 回以上/日が 2 日以上連続した場合）
- ・火山性微動の多発（継続時間の積算（24 時間）が 10 分以上）

2

<中・長期にわたる火山活動の高まり>

- ・10 日間（中期）の地震の回数が 100 回以上
- ・火口及びその周辺で地表面の熱が高まる、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量が 1 日あたり概ね 100 トン 以上となるなど、火山活動が高まりつつある場合

【新岳及び古岳火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生】

大きな噴石が火口から 1 km 以内に飛散、火砕流が 1 km 以内（西側は新岳火口から 2 km 以内）に流下する小噴火の発生

噴火の発生や「短期間での火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合は、レベル 2 に達しない活動が概ね 1 ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。

「中・長期にわたる火山活動の高まり」の基準に該当した場合は、レベル 2 に達しない活動が概ね 2 ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。

-
- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
 - ・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20~30cm 以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
 - ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上で、レベルを判断することもある。
 - ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
 - ・レベル 5 からレベルを下げる場合には、レベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
 - ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
 - ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。